

## 令和6年度埼玉県運動部活動インターンシップ Q&A【中学校用】

Q1 この事業の目的は何ですか。

A：中学生が文化にふれあう貴重な場である文化部活動に、専門性を有する大学生等を指導者として派遣し、生徒とともに文化部活動を体験し、文化部活動の持つ素晴らしさを伝えることで、青少年の健全な育成を図ろうとするものです。

Q2 派遣される指導者はどのような方ですか。

A：将来、本県の教員を目指している大学生及び非常勤講師です。  
出身高校・大学は公立私立を問いません。

Q3 派遣される学校はどこになるのですか。

A：中学校（さいたま市を除く）です。

Q4 派遣対象となる文化部はどんな種目ですか。

A：原則として令和6年度埼玉県文化部活動インターンシップ実施要項の派遣対象文化部活動で示されている21種類の部活動です。

Q5 指導者の推薦・委嘱はどのようになるのですか。

A：大学生については、関係大学から推薦された者の中から、県教育委員会が指導者としてふさわしいと判断した者を派遣します。

非常勤講師で勤務している者については、所属学校長から推薦された者の中から、県教育委員会が指導者としてふさわしいと判断した者を委嘱・派遣します。  
指導者は指導者講習会を必ず受講してください。

Q6 指導者講習会はどんな内容ですか。

A：文化部活動の現状や課題・安全対策等、指導者として大変重要な講習を予定しています。必ず出席してください。なお、講習会の時までには派遣校が決定しなかった場合にも参加してください。

Q7 派遣された学校ではどんなことをするのですか。

A：文化部活動における生徒への技術指導の補助や学校長が必要と認める業務です。

Q8 指導する期間や回数等はあるのですか。

A：期間は指導者講習会を受講後、令和6年5月13日（月）から令和7年1月31日（金）までです。指導回数は10回以上となります。

Q9 派遣校はどのように決定されるのですか。

A：派遣を希望する学校と連携・調整し県教育委員会が決定します。

Q10 謝金や交通費、保険はどのようになっているのですか。

A：本事業は謝金や交通費の支給がないボランティアとなります。傷害保険の加入料800円(※ただしマーチバトンは1,850円)も個人で負担することになります。

Q11 指導者にとってのメリットはありますか。

A：本事業は将来、本県の教員を目指す専門性を有する大学生や非常勤講師を中学校に派遣し、文化活動の素晴らしさを伝え青少年の健全な育成を図るとともに、大学生等に指導実践の機会を提供しようとするボランティア活動です。

本事業終了時には修了証が交付され、交付を受けた者は、埼玉県教員採用選考試験志願書のボランティア活動欄にその旨を記載することができます。

本気で本県の教員を目指す者にとっては絶好の機会です。